

鳥取県住宅の耐震改修工事に用いる耐力壁認定要領

(目的)

第1条 この要領は、鳥取県震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第14条の規定により、要綱第4条に定める助成を受けて行う木造住宅の耐震改修工事（以下「木造住宅耐震改修工事」という。）において用いることができる耐力壁の認定に当たり必要な事項を定めることにより、木造住宅の耐震化の促進及び木造住宅耐震改修工事における県産材利用を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 要綱第2条第1号に定めるもののうち、木造のものをいう。
- (2) 耐力壁 在来軸組工法の木造住宅において、柱、梁又は桁及び土台に囲まれた部分に、斜材、板材、貫状の部材等の耐力要素を配置することにより、軸組方向の地震力等に対して抵抗するための軸組をいう。
- (3) 壁倍率性能試験 建築基準法施行令第46条第4項表1の(8)欄及び、法施行規則第8条の3に規定する国土交通大臣認定に係る性能評価において行われる鉛直構面の面内せん断試験をいう。
- (4) 壁強さ倍率 別記の方法により算出されたものをいう。
- (5) 公益法人等 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人又は特例民法法人をいう。
- (6) 公的試験機関 地方公共団体、公益法人等、独立行政法人、大学等の教育機関その他の公共的な試験機関をいう。
- (7) 県産材 県内の森林で伐採された原木を県内で加工した木材をいう。

(耐力壁の認定要件)

第3条 次の各号の全てに該当する耐力壁は、木造住宅耐震改修工事において用いることを認めるものとする。

- (1) 壁強さ倍率が、公的試験機関による壁倍率性能試験に基づく性能評価書により証明されていること。
- (2) 特許権、実用新案権、意匠権及び商標権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている施工方法が含まれていないこと。
- (3) 耐力壁の主たる構成材料が木材である場合には、当該木材は、県産材を使用したものであること。

(耐力壁の認定申請)

第4条 次の各号に掲げる耐力壁以外の耐力壁を用いて木造住宅耐震改修工事を行おうとするときは、あらかじめ様式第1号による認定申請書を鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課長（以下「住宅政策課長」という。）に提出し、認定を受けなければならない。

- (1) 「木造住宅の耐震診断と補強方法 木造住宅の耐震精密診断と補強方法（改訂版）」（財団法人日本建築防災協会発行）に定める耐力壁（別表に掲げる工法を用いるものをいう。）
- (2) 財団法人日本建築防災協会による住宅等防災技術評価を取得した耐力壁
- 2 住宅政策課長は、前項の認定申請書が第3条に掲げる要件を満たすときは、木造住宅耐震改修工事に用いることができる耐力壁として認定し、その旨を申請者に通知するものとする。
- 3 住宅政策課長は、前項の規定による認定にあたり、当該耐力壁の壁強さ倍率の評価について学識経験者の意見を聞くものとする。
- 4 住宅政策課長は、第2項の規定による認定を行ったときは、認定した耐力壁を認定リストに登載し、その概要を住宅政策課ホームページへの掲載により公表するものとする。

（認定の変更及び抹消）

- 第5条 前条第1項の規定により認定を受けた者は、認定リストの登載事項を変更するときは、あらかじめ様式第3号による変更認定申請書を提出し、住宅政策課長の認定を受けなければならない。
- 2 前項の規定による認定をするときは、第4条第2項から第4項の規定を準用する。
 - 3 住宅政策課長は、認定を受けた耐力壁工法が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その認定を抹消するものとする。
 - (1) 認定申請者が、木造住宅耐震改修工事の実施において、不誠実な行為をしたとき。
 - (2) 耐力壁の認定に係る申請内容に虚偽の内容が含まれていることがわかったとき。
 - (3) 認定申請者が、書面等により認定リストからの抹消を申し出たとき。
 - (4) その他、認定を抹消する必要があると住宅政策課長が認めたとき。
 - 4 住宅政策課は、前項の規定により耐力壁を認定リストから抹消したときは、当該認定申請者に対して、その旨を認定申請者に通知し、住宅政策課ホームページへの掲載により公表するものとする。

（その他）

- 第6条 この要領に定めるもののほか、耐力壁の認定に関し必要な事項は、住宅政策課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年7月7日から施行する。

別記

壁強さ倍率C (k N/m) の算出方法について

「壁強さ倍率」は、「木造住宅の耐震診断と補強方法 木造住宅の耐震精密診断と補強方法(改訂版)」(財団法人日本建築防災協会発行)に定める方法により下式のとおり算出すること。

$$C = \alpha \times P_0$$

α_0 : 耐力壁の用途、耐久性及び施工性の影響を考慮する低減係数

P_0 : 終局耐力及び靱性から求められる短期許容せん断耐力

$$(P_0 = 0.2 \sqrt{2\mu - 1} \cdot P_u)$$

μ_0 : 塑性率

P_u : 終局耐力の下限值 (k N)

◇ 低減係数 α について

- ・ 耐力低減の要因を評価する係数として、耐力壁構成材料の耐久性、使用環境の影響及び耐震診断に係る壁の耐力算定の前提条件を満たさない場合の影響等を勘案して定めること。
- ・ 原則として下式により算定すること。

$$\alpha = \text{Min} (\alpha_1, \alpha_2) \times (\alpha_3 \text{ 又は } \alpha_4)$$

α_1 : 耐力壁の用途に伴う影響を評価する係数

α_2 : 耐力壁の耐久性の影響を評価する係数

α_3 : 耐力壁の施工性の影響を評価する係数

α_4 : その他工学的判断による係数

- ・ 設定にあたっては、木構造に関する学識経験者の工学的判断を仰ぐこと。
- ・ 申請に際しては、低減係数の算出根拠を示した書面を添付すること。

別表

工法の種類	
土塗り壁	塗厚 50mm 未満
	塗厚 50mm 以上～70mm 未満
	塗厚 70mm 以上～90mm 未満
	塗厚 90mm 以上
筋交い鉄筋 9 φ	
筋交い木材 15×90 以上	端部金物あり
	端部金物なし
筋交い木材 15×90 以上	端部金物あり
	端部金物なし
筋交い木材 15×90 以上	端部金物あり
	端部金物なし
筋交い木材 15×90 以上	端部金物あり
	端部金物なし
木ずりを釘打ちした壁	
構造用合板	
構造用パネル (OSB)	
硬質木片セメント板	
フレキシブルボード	
石綿パーライト板	
石綿ケイ酸カルシウム板	
炭酸マグネシウム板	
パルプセメント板	
シーリングボード	
ラスシート	
モルタル塗り壁	
窯業系サイディング張り	
石膏ボード張り	
化粧合板 (厚 5.5 : 大壁)	
構造用合板 (非耐力壁仕様)	
化粧合板 (厚 5.5 : 真壁)	
パルプセメント板	

様式第1号（第4条関係）

鳥取県住宅の耐震改修工事に用いる耐力壁認定申請書

平成 年 月 日

鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課長 様

ふりがな
申請者 氏 名 印

鳥取県住宅の耐震改修工事に用いる耐力壁認定要領第4条の規定により、耐力壁の認定を申請します。

耐力壁の概要	工法の名称	
	工法の概要 (使用材料、構成、施工条件、特徴等)	
	壁倍率性能試験の結果、得られた性能（壁強さ倍率）	
	倍率性能試験を行った機関	
	工法の開発主体となった者	
	工法の使用に関し、付記する条件等	
	申請者	住所
連絡先		
業の区分		建築士事務所 ・ 建築工事業者 ・ その他 ※その他の場合（ ）

添付書類

- 1 耐力壁の仕様に関する説明書、外観及び詳細図、外観写真
- 2 壁倍率性能試験の実施概要及び試験における評価方法、試験結果を示したもの
- 3 低減係数 α の算出根拠を示したもの
- 4 壁倍率性能試験の方法及び試験結果を、試験を行った公的試験機関が証明した書面

様式第3号（第5条関係）

鳥取県住宅の耐震改修工事に用いる耐力壁変更認定申請書

平成 年 月 日

鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課長 様

ふりがな
申請者 氏 名 印

下記のとおり、登録事項を変更したいので、鳥取県住宅の耐震改修工事に用いる耐力壁認定要領第5条の規定により、変更認定を申請します。

変更に係る事項	変更年月日	変更前	変更後

※変更内容を確認できる書面を添付すること。